

草律自主申告会

本会は申告納税制度の本旨にのっとり、正しい申告納税の気風を確立し誠実な青色申告者の増加育成をはかることを目的に設立されました。

<青色申告とは>

複式簿記等の手法に基づいて帳簿を記載し、その記帳から正しい所得や所得税および法人税を計算して申告することです。

<青色申告のメリット>

- ① 最高65万円の青色申告特別控除
- ② 青色事業専従者給与の経費算入
- ③ 貸倒引当金の経費算入
- ④ 純損失の繰越しと繰戻し

など、青色申告を選択することで、白色申告に比べて必要書類の数は増えますが、一定の節税効果を期待することができます。

<青色申告をおこなうには>

まずは、青色申告をしようとする年の3月15日までに「青色申告承認申請書」を、所轄の税務署に提出する必要があります（その年の1月16日以後、新たに事業を開始したり、不動産の貸付けを行った場合は、その事業開始等の日から2ヶ月以内）。

青色申告を行うには、日々の取引の状況を記帳していく必要がありますが、それらの手続は税金面での有利な特典のみならず、事業経営の合理化や効率化等の検討にも役立つものになります。

そこで自主申告会では、会員事業主の皆様に正しい知識のもと、正しい青色申告を行っていただけるように、セミナーや相談会など様々な事業を行っています。

草津自主申告会の主な事業

●青色申告者のための記帳指導および相談

- ・納期特例窓口相談（7月上旬）
- ・年末調整特別窓口相談（12月下旬～1月中旬）
- ・青色申告決算書作成相談（1月下旬～2月上旬）
- ・税務相談および記帳指導（随時）

●税務の相談および講習会の開催

- ・決算書作成セミナー（1月下旬）
- ・確定申告相談（2月中旬～3月中旬）
- ・消費税確定申告相談（2月中旬～3月下旬）

入会のご案内

草津自主申告会の年会費は1,200円です。入会をご希望の方は、下記連絡先までお問い合わせください。

※別に草津商工会議所にもご入会をお願いいたします。草津商工会議所の年会費は15,000円から。詳しくは下記連絡先にてご説明させていただきます。

〒525-0032

滋賀県草津市大路2丁目11-51（草津商工会議所内）

草津自主申告会事務局

TEL 077-564-5201 / FAX 077-569-5692